

1 県政推進の基本姿勢について

県政推進の基本姿勢についてお聞きします。

1-① 本庁組織の再編について

まず本庁組織の再編についてお聞きします。

知事は本会議に提案されている本庁組織再編について「それぞれの分野で誰もが輝く事ができ、大人も子どももたくさんの笑顔で安心して暮らしていける福岡県の実現に向け、福岡県の未来、飛躍・発展の礎となる施策を迅速かつ強力に推進するため、本庁組織を抜本的に再編するもの」とされています。そこで伺います。

今回示された本庁組織の再編について、新たな名前が付された4つの部の役割を中心にその再編に向けた思いを具体的にお示してください。

加えて再編案では、部から「労働」の文字が消えています。我が会派としては、福岡県の労働行政の歴史などを鑑みても、この名称変更に変な違和感を覚えます。

そこでお伺いします。人材育成・活躍推進部の中で、雇用の確保や賃上げなど県民生活に深くかかわる労働施策は具体的にどこにどう移行されるのか、また労働行政全体について今後どのように推進されようとしているのか、知事の考えをお教えください。

問 本庁組織の再編について

○ 社会経済情勢が大きく変化し、先送りできない困難な課題に直面するなか、行政は、臨機応変に、またスピーディーに対応することが求められる。

特に、私たちは、人口減少という全国的かつ重大な社会変動に向き合い、その影響を乗り越えていかなければならない。

このためには、これらの課題に対し、しなやかに、かつ、強靱に対処できる県庁でなければならず、必要な組織体制の見直しを果敢に行わなければならないと考える。

○ こうした認識の下、職員の力を結集し、組織としての力を最大限に発揮できるよう、来年の4月に、抜本的な組織再編に取り組むこととしたところである。

○ 具体的には、現在の企画・地域振興部、人づくり・県民生活部、福祉労働部を中心に再編を行い、
・社会の変化に臨機応変に対応できるよう、トップダウンとボトムアップを組み合わせ、かつ部局横断的に政策を企画する司令塔としての役割を担う「政策企画部」

・人口減少が進み、経営資源がますます限られている市町村や地域を強力に支援する「市町村・地域振興部」

・人口減少社会にあるからこそ県民一人ひとりの力がより発揮されるよう、人を育て、その活躍を応援し、また、働く皆様の雇用・生活を守る「人材育成・活躍推進部」

・福祉政策に加え、次代の社会を担うこども政策に力を入れていく「福祉こども政策部」

の設置を図っている。

○ このほか、個別の喫緊の課題に対応するための所要の組織体制の整備を図り、福岡県の飛躍・発展にしっかり取り組んでまいります。

問 労働施策の移行について

- 労働に関する施策は、就業支援、職業訓練、最低賃金の引き上げ、働き方改革など、県民の方々の生活に深く関わる重要な施策であるとの認識に変わりはなく、今後も強力に推進してまいります。
- 一方、本県を取り巻く労働環境は大きく変化しており、特に、生産年齢人口の減少に伴う人手不足がもたらす影響を乗り越えていかなければいけない。
そのため、
 - ・年齢や性別などに関わりなく、様々な事情を抱えている県民の方々が活躍できるようにするための幅広い支援
 - ・ライフイベントに左右されずに働けるよう、育児や介護との両立など、多様な働き方の支援が求められるなど、若者の応援、女性の活躍推進といった「人」の育成・活躍に関する施策との連携が求められている。
- こうした課題に的確に対応するため、これまで部の中の一つの局として、施策を実施してきた労働局に代わり、今回、多岐に渡る人材施策の推進を一元的に担う「人材育成・活躍推進部」を新設し、部長直轄のもと、施策間の連携を強化することにより、働く皆様の雇用、生活を守る労働施策を、さらに強力に推進することとしたものである。
- 具体的には、
 - ・就業支援課、職業能力開発課については、「人材育成・活躍推進部」内の課として移管し、
 - ・労働政策課で担っていた雇用情勢の分析等を踏まえた労働に関する施策の企画などの業務については、「人材育成・活躍推進部」の主管課がこれを担当し、部全体の総合企画の一翼を担わせるとともに、これまで蓄積した知見を各課に展開してまいります。なお、魅力ある職場づくりに関する事務については、就業支援課に移管することとしている。
- これらの体制整備を通じ、取組を更に発展させ、労働施策のさらなる充実に努めてまいります。

1-② 来年度の予算編成について

次に、来年度の予算編成について伺います。

先の6月定例会では、知事は「3つの柱」として「人を育て、人を引きつけるまちをつくる」、「産業を育て、働く場を広げる」、「健全な環境と、安全・安心な暮らしを守る」を掲げられました。本県における様々な社会的ニーズ、たとえば物価高対策や主食用の米の生産維持・拡大、教育の充実、健康の維持、福祉の向上などに応えるべく、先に挙げた3つの柱を軸にしながら、現在、来年度の予算編成に取り掛かられていることと思います。そこで3点目にお伺いします。

来年度の予算編成にあたって、知事が特に優先して取り組もうとされていることは何でしょうか、お示しください。

次に、財源の問題です。

国はガソリンにかかる暫定税率をことし12月31日をもって廃止、加えて軽油引取税に係る暫定税率についても来年4月1日に廃止するとしています。

知事は10月31日の定例記者会見でガソリン税、軽油引取税の廃止により、県全体で209億円、市町村を除く本県分で143億円の減収が見込まれると発言され、あわせて国に対して恒久的な財源措置をしていただきたいと述べられました。

そこで4点目に、11月25日現在、資源エネルギー庁が発表している石油製品小売市況調査によると、本県ガソリン価格は168.6円、軽油価格は149.2円ですが、暫定税率が廃止された場合に、どの程度の価格になる

かお示してください。

また、今回の暫定税率廃止によって本県財政に影響が出ないよう取り組むべきと考えますが、知事としてどのように対応していかれるつもりなのか、お聞かせください。

問 来年度、特に優先的に取り組む施策について

- 我が国は、超少子高齢社会の只中にあり、人口減少の影響による地方の疲弊やあらゆる分野での人手不足、中小企業の持続的な賃上げによる賃金と物価の好循環の実現、災害や新興感染症への備えなどの課題が山積している。来年度も、こうした課題に真正面から取り組み、福岡県が飛躍・発展していくための施策を力強く展開していく。
- まず、福岡県の未来を切り拓き、担っていくのは「人」である。
こども・若者の育成、女性の活躍推進など、「人」に主眼を置いた施策間の連携を強化し、「人材育成・活躍推進部」のもと、県の人材施策を一元的に推進してまいる。また、結婚、出産、育児といったライフステージに合わせた切れ目のない支援に注力してまいる。
- 次に、産業を育成し、県民の皆様の働く場を広げてまいる。
中小企業が持続的な賃上げを実現し、人材を確保できるよう、「中小企業振興局」のもと、適正な価格転嫁を推進するとともに、中小企業のDXを進めていく。また、世界から投資家や企業を呼び込み、スタートアップの創出・成長につながるエコシステムの形成を推進する。
半導体、自動車、水素のグリーン成長プロジェクトを推進し、環境と経済の好循環を生み出す。日産自動車の苅田町への生産移管に向け、関係自治体との連携・調整、企業誘致やサプライヤーの技術力強化を進めていく。
農林水産業については、若者が夢をもって参入し、将来にわたり持続的に生産を担っていく、収益性の高い農林水産業の実現を目指す。農業の経営規模拡大を後押しするなど、生産性を高めていく。
あわせて、道路などの交通インフラや産業用地の整備など、戦略的な社会資本整備を進めてまいる。
- 加えて、地球温暖化に伴う気候変動の影響から県民の皆様の命と暮らしを守ってまいる。
脱炭素社会の実現に取り組むとともに、流域治水の推進のほか今後起こり得る災害に備えていく。
ワンヘルスについては、県内全市町村が推進宣言を表明され、新たなステージへ移行した。引き続き、多くの県民の皆様にワンヘルスをご理解いただき、実践していただけるよう努めていく。
- こうした様々な施策を展開することで、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」の実現に向け、全身全霊で取り組んでまいる。

問 ガソリン税等の暫定税率の廃止による価格への影響と今後の対応について

- 議員ご指摘の石油製品小売市況調査によるガソリンと軽油の価格は、県内の店頭価格の平均であり、店舗により仕入価格や人件費などが異なることから、暫定税率廃止後の店頭価格は一概には申し上げられない。
- なお、11月25日時点の価格には、物価高に対応する観点から1リットル当たり15円の補助金が反映された価格となっているので、暫定税率廃止後は、暫定税率の額から15円分の補助金を差し引いた、ガソリンは10.1円、軽油は2.1円が下がることとなる。
- 地方の減収に対し代替となる恒久財源の措置については、先月26日の政府主催の全国知事会議で、高市総理から、地方税財源への影響を十分配慮するとの回答がなされている。
- また、先日成立したガソリン税等の暫定税率廃止法においても、代替財源の確保については、法人税関係

特別措置の見直し等のほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ることとされている。

- 今後とも、国の動きを注視しつつ、県財政への影響が生じないように、県議会の皆様や全国知事会とも連携し、適時的確に、必要な対応を図ってまいります。

1-③ トランプ関税について

次にいわゆるトランプ関税の影響についてお聞きします。関税率は7月25日に原則15%で合意されて現在に至っています。

本県は、4月に「米国関税措置に関する総合対策協議会」を立ち上げ県内企業や業界の状況を共有するとともに、対策を協議し効果的な施策の実行に繋げることとされました。

そこで5点目に質問します。

これまでの総合対策協議会での協議状況を踏まえどのような対策が実行されてきたのか、また、現時点の県内企業への影響をどうお考えなのか、併せて、今後どのような対策を講じていくお考えなのかお聞きします。

問 米国関税対策の取組実績、現時点での県内企業への影響及び今後の対策について

- 4月2日の米国の相互関税等の決定を受け、直ちに、県内中小企業の業績低迷による資金繰り不安を解消するため、4月3日に「金融相談窓口」を設置した。

また、4月8日には、県内中小企業の現況把握や効果的な対策の実施に向け、全国の自治体に先駆けて、江口副知事をトップとし、県の関係部局、国の機関、商工団体で構成する「福岡県米国関税措置に関する総合対策協議会」を立ち上げ、これまでに5回の会議を開催した。

- 5月1日には、協議会で寄せられた声を踏まえ、県内中小企業の資金ニーズに速やかに対応できるよう、汎用資金である長期経営安定資金に比べ、貸付金利が0.2%低い県独自の「米国関税対策特別融資」を創設し、11月末現在で、製造業や卸売業など179の事業者に対し、25億3,000万円の融資を行っている。

- また、県内中小企業の現況把握のため、5月に自動車・半導体関連をはじめ幅広い業種の県内企業1万社に対して「米国関税措置影響アンケート調査」を、8月にはそのフォローアップ調査を実施したところ、約4割の企業が、「米国関税の影響を受けている」あるいは「今後影響を受ける可能性がある」という回答であった。

この2回の調査を通じて、県内事業者からは、県に対して、「資金繰り」「生産性向上」「販路開拓」といった支援を期待する、という声が多く寄せられた。

このため、県では「特別融資」のほか、

- ①「中小企業DX推進センター」による生産性・収益力向上支援
- ②「グローバルコネクト福岡」を核とした海外における新市場開拓支援
- ③各種補助金での製品開発等の支援

などに取り組んでいるところである。

- 現時点での県内企業への影響については、県の相談窓口へは、8月以降ほとんど相談が寄せられていない状況であり、また、12月1日に改めて対策協議会のメンバーである商工団体へヒアリングを行ったところ、「米国関税措置の影響がなくなったとは思わないが、8月以降相談件数は大きく減少している」「県内中小企業の関心が、急激な円安による原材料・燃料費高騰に移行している」とのことだった。

これは、日米関税協議が一定の決着を見たことで、企業も今後の関税措置の影響の見通しを立てることが

できたことによるもの、と考える。

県としては、今後もフォローアップ調査を実施し、県内企業の状況を注視するとともに、必要な支援に取り組むこととしている。

1-④ 日中関係について

この項の最後に、昨今の日中関係が本県に与える影響についてお聞きします。

高市総理大臣の台湾有事をめぐる国会答弁をきっかけに、中国は訪日の自粛などを国民に求めています。本県でも中国や香港からの観光客の姿が目に見えて少なくなりました。本県は中国・江蘇省と友好提携を結んでいますが、江蘇省で11月19日、20日に予定していた交流イベントが中国側からの要請で延期になったと報じられています。日中両国の関係が1日も早く正常化し、本県とは30年以上の友好提携の歴史のある江蘇省での交流イベントはじめ、日中交流が再び活性化することを願います。そこで知事にお聞きします。

先月以降、本県企業等と中国との間の輸出入や、本県への観光客の動向などにどのような影響が出ているか、県として把握している主な状況をお示ください。

そして、これまで本県が築いてきた中国との交流に対する知事の評価及び現在の日中関係に対する受け止めをお教えください。

問 日中関係による本県への影響について

- 県では、中国との輸出入の状況や本県への観光客の動向などを把握するため、関係団体や事業者の皆様、現段階における影響の有無について、11月下旬から今月初めにかけて聞き取りを行った。
- その結果、観光分野においては、中国からのクルーズ船での寄港者向けにツアーを取り扱う事業者から、15団体・約600人のキャンセルがあったとの報告を受けている。
また、一部のホテルにおいて、団体客のキャンセルがあったことを確認しているが、宿泊予約全体に占める割合は大きくないことに加え、他の国・地域からの旺盛なインバウンド需要が続いていることから、比較的冷静に受け止めている事業者が目立つ。
- 県産農林水産物や工業製品などの輸出入については、現時点で影響が出ているとの声は届いていない。
- その他、中国からの留学生に関して、県内の大学に確認したが、特段の影響は出ていないとのことである。
- 現在の日中関係がいつまで続くのかは不透明な状況であるが、引き続き、本県における影響について注視してまいる。

問 これまでの中国との交流の評価と現在の日中関係について

- 本県は、江蘇省との間で、平成4年に友好提携を締結し、これまで、環境、青少年、文化・学術など幅広い分野で交流を進めてきた。
- 地方自治体間による草の根交流は、外交とは異なり、人々の相互理解を深め、友好を促進する上で重要な意義を持つものであり、本県と江蘇省との交流もこうした役割を担ってきたものと考えている。
- 今回、江蘇省での交流会議が延期になったことは、とても残念に思っており、日中両国の政府においては、冷静に対話を行っていただき、事態の解決に向けて取り組んでいただきたいと考えている。

2 多文化共生社会について

多文化共生社会について伺います。

近年、外国人や外国に出自を持つ人を排除・排斥しようとする、いわゆる「排外主義」が、米国や欧州など世界各地で目立っており、日本においても例外ではありません。県内でも移民反対や外国人排斥を訴えるデモが毎週のように行われています。

もちろん、社会秩序を乱したり、不法行為を行う者は、日本人であれ外国人であれ厳しく対処されるべきですが、日本国内のルールやマナーを守りながら日本を訪れたい、住みたい、働きたいという人を「外国人だから」、「日本以外に出自を持つから」ということだけを理由に、排除・排斥しようとする動きが日に日に大きくなっていることに、大きな危惧を感じます。

先月、福岡県人会世界大会が6年ぶりに本県で開催されました。我が国はかつて国策によって多くの移民が海外へ渡り、その国の人々と共生することで永住してきた歴史があります。本県から海外に移民した人数は、全国の都道府県でも4番目にあたる数字だとのこと。我々は過去から学び、未来への道筋を考えてくことが肝要であり、知事が目指す「世界から選ばれる福岡県」の実現のためにも、いままさに正念場であり、多文化共生に向けてこれまで以上の取組が必要です。

そこでまず知事に伺います。

まず知事に、本県における外国人の最新の数と過去との比較をお示し頂いた上で、昨今の、外国人や外国にルーツを持つ人たちに対する排除・排斥感情の高まりについて、知事は率直にどのような思いをお持ちなのかお尋ねいたします。そして、本県における多文化共生社会の形成に向けての知事の思いをお示し下さい。

2019年、国は特に人手が不足している業種について、外国人の特定技能制度を設けました。福岡労働局の調べでは、今年9月現在、この特定技能制度の対象となる本県の建設分野の職業の求人倍率は4.75倍、4,263人の募集に対して、求職者はわずか898人と、極めて深刻な人手不足です。この業界で働く外国人は全体の3%を占めています。また介護分野においても求人倍率は2.84倍、外国人は全体の4%を占めています。このように特に日本人の担い手が少ない分野において既に外国人労働者は重要な働き手であり、日本人と外国人がいたずらに対立するような不幸な事態は、単なる感情的対立の域を超え、年々深刻化する人手不足を加速化させるだけでなく、業種によっては、その存続にも関わるほどの大きな影響を与えかねません。

外国人への排除・排斥感情の高まりの一因として、お互いの文化や生活習慣などについての理解不足があります。まずはお互いのコミュニケーションがしっかり取れるよう、在留者の日本語教育を、個人や民間任せにするのではなく行政としてもサポートしていくべきではないでしょうか。

また、外国人たちが日本の法律や地域社会におけるルールやマナー、生活習慣への理解が乏しいまま来日し、彼らにとって当たり前の行動が国内においてはトラブルとなって、これが排斥感情に繋がっているケースも多々あると考えます。

北九州市若松区では、企業や個人で作る団体が行政と連携し、工場などで働く外国人労働者へ市営住宅の空き部屋を提供する取組を行っていますが、対象の外国人には、地元自治会や地域行事への参加を条件としています。地域社会とコミュニケーションを密に取ってもらうことで相互理解を深めようという取り組みで、本県の外国人施策としても参考になると考えます。

そこで2点目に、知事と教育長に伺います。

外国人の排除・排斥、差別や社会的不利益が起こらないよう県としてどのような施策を講じているのかお示しください。

そして、今後も本県が海外の方々から選ばれる福岡県になるため、外国人への日本語教育へのサポートも含めどのような施策を進められるのか、知事からお示しください。

あわせて寺崎教育長には、本県の学校教育において、外国人の児童生徒に対する日本語指導の推進も含めて、多文化共生に現在どのように取り組んでいるのか、そのための人員配置も含めて具体的にお教えてください。そして、差別を生まない、差別を見逃さない、差別を許さない子どもたちをどのようににはぐくむつもりか、お示しください。

問 外国人に対する排除・排斥感情の高まりについて

- 県内に暮らす外国人の方々は、今年6月末で約11万9千人となり、この10年間で約2倍に増加している。
- 在住外国人の急増に伴い、言語や生活習慣などの違いだけでなく、残念ながら、違法行為を行う外国人の方もおられることから、県民の皆様の中には、外国人の方が同じ地域に住むことに不安を感じる方がおられるのも事実である。
当然、そのような違法行為を行う外国人の方に対しては、毅然として法律に基づいた対処をする必要がある。
- 一方、多くの外国人の方々は、日本の法律やルールを守り、日本経済や地域社会のために活躍されており、外国人や外国にルーツがあることのみを理由として排除・排斥するようなことは、あってはならないと考えている。

問 多文化共生社会の形成について

- 少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく我が国において、地域で活躍している外国人の方々なくしては、日本の経済や地域社会を維持していくことはできないと考えている。
- 国においては、今年7月、内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、11月に開催された「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」では、来年1月を目途に外国人政策の総合対策を取りまとめるとしている。
この対策では、国民の安全・安心を確保するとともに、生活者として地域に暮らす外国人の方との共生に関する方針を示すとともに、具体的な施策をしっかりと打ち出していきたいと思っている。
- 県では、昨年10月、在住外国人の相談に多言語・ワンストップで対応する「FUKUOKA IS OPEN センター」を開設した。当センターにおける相談件数は前年比で倍増しており、今後も福岡出入国在留管理局を含む国等の関係機関と連携しながら、増加する相談にしっかりと対応してまいる。
- また、外国人の方々に、自転車のマナーやゴミ出しなど日本の法令や生活上のルールを学んでいただく説明会を実施するとともに、日本での生活や地域住民とのコミュニケーションが円滑にできるよう、日本語教育の支援も行っているところである。
- 県としては、日本人と外国人の双方がそれぞれの慣習や文化の違いを理解する取組を通じて、共生社会の形成を目指してまいる。

問 外国人の排除・排斥感情に対応した施策について

- 県では、日本人と外国人の方々が共に暮らしやすい地域社会を形成するため、「福岡県人権教育・啓発基本指針」において、県民の方々が、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要であることから、国際理解教育の推進や住みやすい環境づくりなど、行うべき施策の基本方針を定めている。

- この指針に基づき、福岡県国際交流センターにおいては、留学生やJICA（ジャイカ）海外協力隊の経験者などが、県内の学校、公民館、企業等に出向き、母国の生活習慣や文化、海外での経験を伝える「国際理解教室」を実施しており、昨年度は121回開催し、約8,400人の方に受講いただいた。
- また、県では、多言語ポータルサイト「FUKUOKA IS OPEN」において、就労、住居、医療などの制度やルールなど日本で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信するとともに、本県で活躍している外国人や外国人コミュニティが実施する母国の文化紹介イベントの様子についても紹介している。

問 外国人に対する日本語教育への支援について

- 日本人と外国人がお互いを理解するには、言語を通じたコミュニケーションが重要である。
このため、県では、外国人の方々と住民の皆様との交流の場になっている地域の日本語教室を支援している。具体的には、日本語教育の専門家を市町村に派遣し、教室の立ち上げや運営に関する助言を行うとともに、日本語を教えるボランティアの方々に対するスキルアップ研修を行っている。
- また、外国人と接する機会が多い行政区長や行政職員等の方々に対する「やさしい日本語」の研修を行っているほか、日本語教室のない地域の方々が参加できるよう、オンラインでの日本語教室も実施しているところである。
- 加えて、「FUKUOKA IS OPEN センター」において、今年度から、学校の三者面談や住居の入退去時など、外国人の方々が日本語でのコミュニケーションに不安を感じる場面に通訳を派遣している。
- 今後も、このような取組を通じて、外国人の方々が地域社会に参加しやすい環境を整備してまいる。

問 本県の学校教育における多文化共生の取組について（教育長答弁）

- 国際化が進展する中、将来を担う児童生徒に、その国籍を問わず、広い視野とともに、自国の文化及び異文化に対する理解や、異なる文化をもつ人々と協調して生きていく態度を育成することは極めて重要であると考えている。
- このため、本県の学校教育では、小学校、中学校、高等学校の各段階を通して、外国語科や社会科、道徳科などにおいて、様々な文化に関する理解を深めるとともに、外国人との交流などの体験的な学習や課題解決的な学習などを取り入れて、多文化共生社会を生きる実践的な態度や資質・能力を育成している。
- 日本語指導が必要な児童生徒については、年々増加しており、そうした児童生徒が学校生活に円滑に適応できるよう、実態に応じた個別指導や保護者への相談対応などを行っている。
現在、日本語指導が必要な児童生徒18人につき1名加配する国の算定基準により、公立小中学校に31人の教員を配置するとともに、当該教員を対象とした研修を年4回実施し、実践的な指導力の向上を図っている。
また、県立高校では、5校に日本語指導などを行う非常勤講師の加配や支援員を配置するほか、通訳ソフトを導入し、授業や保護者との面談で活用するなど、支援体制の充実に努めている。

問 外国人に対する差別を許さない児童生徒の育成について（教育長答弁）

- 県教育委員会としては、外国人の人権に関する教職員の指導力向上のため、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を各教科等に関連付けた指導者用手引きの活用を促進している。また、昨年度から実施している中高生を対象とした探究型セミナーでは、生徒と教員が外国にルーツのある当事者の方と語り合い、お互いの思いを分かち合う場をつくり、差別をなくすための実践的行動力を育成している。

○ 今後とも、偏見や差別をなくし、異なる文化をもつ人々との共生の心を醸成する教育の推進に取り組んでまいらる。

3 地域医療について

次に、地域医療に関して知事に伺います。

今日、都市部の病院でも施設の老朽化や経営難を機に病院を閉院するということが起こっています。また、厚労省が本年11月26日に公表した「医療経済実態調査」によると、6割りもの一般病院が赤字に陥っていることが明らかになっています。

こうしたなか、病床削減策などを盛り込んだ医療法改正案の修正案がいまの臨時国会に提出され、本日、参議院本会議で可決、成立したところです。そのなかで焦点となっている病床の削減ですが、医療法の改正に合わせて実施するとして、2027年4月の「新地域医療構想スタートまでに病床11万床を削減する」方針となっています。

修正案では、都道府県による削減支援は可能となっていますが、今後、役割を明確にし、国が費用を負担することで削減を促すとしていますが、この根底には社会保障改革の議論があります。

病床削減については、昨年度国の補正予算事業において病床数の見直しにより、経営改善の取組を行なう医療機関を支援する「病床数適正化支援事業」が実施され、県全体で361床が削減されましたが、新たに、人口減少に伴う過剰な病床を削減し、現役世代の保険料負担などの軽減につなげるとして、今国会に約3,500億円の補正予算が提出されています。

削減される病床は、人口減等により「不要」と推定される約11万床の一般病床・療養病床・精神病床で、その内訳は、一般病床・療養病床で5万6,000床、精神病床で5万3,000床としており、11万床削減による医療費削減効果は約1兆円と試算されています。

我が会派としては、病床削減総計11万床について、数字ありきではなく、2040年を見据えた新たな地域医療構想により、各地で調整される必要病床に影響のないよう、適正な病床再編がなされるべきと考えます。そこで知事に伺います。

1点目に、この病床数削減案に基づいて実施された場合、本県内では何床のベッドが削減されることになるのかお聞きします。あわせて、病床の削減は人口減少を理由とされているわけですが、本県内において、病床数の削減は地域的な偏重を考慮して行われるのかお教えてください。

病床削減については一般病床・療養病床・精神病床となっていますが、もし実施される際には、県民の、医療を受ける権利が疎外されないことがないよう配慮が必要です。また、感染症等に対応する病床の確保も必要だと考えます。

そこでこの項の最後に知事に伺います。

県民の医療の保障と確保、感染症に対応する病床の確保など、削減される病床の種別区分や稼働状況、代替する在宅・外来医療の増加等を考慮すべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

問 国の病床数削減案について

○ 国は、今後の人口減少等を踏まえ、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化に応じて病床数の適正化を進める医療機関に対し、財政支援を行うこととしている。

また、この支援事業に要する費用については、国が負担することとされ、今般の国の補正予算案に3、490億円が計上されているところである。

- しかしながら、昨年度の国の事業が、県を通して医療機関を支援するスキームであったのに対し、今回は、国が直接、医療機関に対し支援するスキームとなっており、現時点では、
 - ・地域ごとの医療提供体制や今後の医療需要の変化について、どのように考えるのか
 - ・地域医療を確保するため、県にどのような関与を求めているのかといった国の事業の進め方が明らかにされていない。
- このため、本県における病床の削減規模を、現時点でお答えすることは困難だが、県としては、国の動向等を注視しながら、事業の進め方が明らかになり次第、対応について検討してまいる。

問 病床削減に伴う地域医療への配慮について

- 病床の削減によって、地域で必要とされる医療が確保できなくなるような事態は避けなければならない。
- 県としては、病床削減にあたっては、新興感染症に備えて協定により確保している病床や地域の救急医療体制への影響等について、あらかじめ把握し調整する必要があると考えているが、先ほど申し上げたとおり、現時点では、県に求められる役割等が明らかにされていない。
- このため、早急に県の役割を含め事業の進め方について明らかにするよう、国に対して強く求めてまいる。

4 子育て支援について

次に子育てに係る問題について知事に伺います。

来年度から全ての自治体で子育て家庭に対し、現行の幼児教育・保育給付に加えて月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず手軽に保育施設を時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」がスタートします。すでに県内でも福岡市、北九州市、古賀市、大野城市などで先行導入されており、子育て世代にとってはありがたい制度ではありますが、受け入れ側の保育施設にとっては負担が大きいものとなっています。

今年1月時点での保育士の有効求人倍率は3.78倍で、全職種の平均1.34倍と比べて極めて高い慢性的人手不足の状態です。こども誰でも通園制度の開始はこの人手不足に拍車をかけるのでは、との心配があります。また保育現場からは、受け入れた子どもと、もともと在園する子どもとの関係構築に問題がある、また施設の毎日のスケジュールに不定期に預かる子どもに適合してもらうのが難しいといった声が上がっています。そこで伺います。

はじめに、こども誰でも通園制度についての知事の評価をお示しいただくとともに、先行自治体において、保育施設等の受け入れ側に課題が生じているか、県として実態把握を行うべきではないでしょうか。もし行っているならば、そこで生じている課題などをお教えてください。

そもそもこども誰でも通園制度は、保護者の保育ニーズが多様化していることが一因と考えます。具体的には、保護者の経済活動や兄弟・姉妹児との兼ね合いなどを理由に、短時間だけ子どもを預けたい、不定期だけ子どもを預けたいといったケースが多いようです。そうした保護者のニーズに応えるため、いわゆるベビーシッター派遣を行う居宅訪問型保育事業者や、保育士の家で自宅と同様の保育を行う家庭的保育事業者があります。

こうした事業者は市町村が待機児童対策として認可し、運営費を支援する事業者と、県への事業の届け出を行い、行政から運営費を受け取らずに、利用者と事業者との契約により保育に係る費用を受け取る事業者の2種類があります。

居宅訪問型保育や家庭的保育は、受け入れ人数は少ないものの、保護者の細かな要望に応えやすいという利点があります。

そこで2点目に伺います。

知事はこの、居宅訪問型保育や家庭的保育についてどのような認識をお持ちでしょうか、お教えてください。また、こうした事業者のうち県への届出を行っている事業者に対し、保育の質を確保するため県としてどのような支援に取り組まれているのかお聞かせください。

本県は11月13日付けで、全国で初めてとなる「地域限定保育士制度」活用の認定を国から受けました。この制度は、これまで国家戦略特区限定の特例措置でしたが、法改正で一般制度化されたものです。実技講習会を受講すれば、従来の保育士試験の実技試験が免除されるというもので、資格取得後は本県内においてのみ保育士として業務を行うことができます。そして1年以上保育現場で働けば、3年後には通常の保育士として他の都道府県でも保育士として業務が出来ると伺っています。そこで3点目にお聞きします。

本県が全国で初めて認可された地域限定保育士制度について、その導入の目的について知事から明らかにしていただき、あわせて、今後この制度をどのように活用し、どう保育士確保につなげていくか具体的にお示しください。加えて、実技試験が免除されるということで、保育士としての質の低下につながるかと懸念がありますが、その点についてどのように対処するつもりかお聞かせください。

保育士の慢性的な人手不足を解消するためには、ほかの業種に比べて低い賃金の水準を引き上げていくことも重要です。政府の統計によりますと、2024年の保育士の平均給与は月額277,200円、年間賞与等741,700円で、年収に換算すると4,068,100円でした。これに対し全業種の平均年収は約527万円で、保育士は120万円余りも低くなっています。

知事はこれまで保育士の賃金水準改善について、全国知事会などを通じて国に求めていくと議会でも答弁されてきましたが、なかなか改善に至っておらず、これまで以上の取り組みが必要なのは明らかです。そこで最後にお聞きします。

保育士の確保につながるその賃金水準の向上のため、今後よりいっそう国への働きかけを強めるべきと考えます。知事のご所見をお聞かせください。また、本県の子育て支援の充実に欠かせない保育士の確保に向けて、本県独自に保育士の賃金水準向上に向けて市町村に予算配分するなど、大胆な施策を展開する必要があると考えますが、知事の考えをお聞かせください。

問 こども誰でも通園制度の評価と課題について

- こども誰でも通園制度は、6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するといった目的のもと、保護者の就労を問わず、月一定時間までの利用可能な枠の中で、保育所等を利用できる制度である。
- こどもにとっては、家庭だけでは得られない様々な経験により、ものや人への興味や関心が広がるとともに、年齢の近いこどもとの関わりを通じて、成長が促される。
また、保護者にとっては、専門的な知識を持つ保育士との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながるとともに、こどもの成長過程や発達の現状を客観的に捉えられるものである。

さらに、保育施設にとっては、地域社会に頼られる存在となるとともに、定員を満たすことが難しくなる場合に、保育士を手放すことなく事業を継続することができる。

一方で、都市部など地域によっては、保育士の人材確保が難しいといった状況があると考えている。

- 県では、今年10月、こども誰でも通園制度の実施主体である全市町村と情報交換会を行い、先行市町村から事例を紹介していただくとともに、課題の共有を行った。

先行市町村からは、定員を超えてこどもを預かる場合、利用するこどもの数によっては、新たに発生する人件費を賄えず、安定した運営ができないといった課題があげられた。

- このため県では、今年11月、県議会の皆様とともに、市町村や保育施設が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じることを国に対し要望しているところである。

問 居宅訪問型保育や家庭的保育の認識と事業者への支援について

- 居宅訪問型保育はこどもの自宅において、保育士がこどもと1対1で保育を行い、家庭的保育は保育士の自宅において、保育士1人に対し3人以下のこどもを預かる保育である。

これらの保育は、夜間や休日にも利用できるなど、保護者の多様なニーズに対応するものと考えている。

一方で、利用者からは「保育の質にばらつきがある」、「預かり中に事故が起きないか心配」といった不安の声があると承知している。

- 県では、これら事業者が安定して質の高いサービスを提供できるよう、保育士の経験年数に応じた階層別研修や、こどもの権利擁護、障がい児保育などの分野別研修を行うことにより、保育に必要な知識・技術の維持向上を図っている。

こうした取組により、引き続き、保護者が安心してこどもを預けられる環境の整備に努めてまいります。

問 地域限定保育士制度の活用について

- 保育士が不足する中、待機児童の解消や保育士配置基準の改善、来年度から実施される「こども誰でも通園制度」などに対応するため、保育士確保が喫緊の課題となっている。

このため、県では、資格取得後3年間は、登録した都道府県のみで保育士として働くことができる地域限定保育士制度を導入することとしている。

- 来年1月に地域限定保育士試験の受験申請を受け付け、4月に筆記試験、6月から7月にかけて実技試験に代わる実技講習会を実施することとし、その準備を進めているところである。

この実技講習会には、先行県での実績を踏まえ、230名ほどの受講を見込んでおり、修了された方は、児童福祉法に基づき、都道府県知事への保育士登録手続きが必要なことから、早くて10月から地域限定保育士として勤務していただける予定である。

資格を取得された方には、円滑に就職していただけるよう、県保育士・保育所支援センターへ登録を促し、県内の保育施設とのマッチングを行ってまいります。

- 実技講習会の内容は、大学教授や全国保育士会の代表者などで構成する国の専門委員会において検討され、実技試験科目である音楽、造形、言語の表現に加え、保育現場における実習を含めた合計27時間のカリキュラムとなっている。

それぞれの科目ごとに受講者が到達目標に達しているか、担当教員が判定することにより、保育士としての質の確保を図ることとしている。

資格取得後は、保育に必要な知識・技術の向上を図るため、階層別研修や分野別の研修を行ってまいります。

問 保育士の賃金水準改善について

- 保育士の賃金は、国による公定価格の見直しや保育士の職務年数等に応じて手当を加算する処遇改善加算制度などにより増加傾向にあるものの、依然として全職種平均との差が大きい状況である。
- 保育士の賃金水準改善については、公定価格の改定により改善されるものであり、国の責任と財源において確実に措置されるべきものと考えている。
このことから、今年11月に県議会の皆様とともに国に要望を行ってまいった。また、全国知事会においても同様の要望を行っている。
- この結果、今般、閣議決定された国の経済対策において、公定価格上の人件費を5.3パーセント引き上げることとされた。
引き続き、保育士の更なる処遇改善の実現に向けて国へ働きかけてまいる。

5 宿泊税について

次に、宿泊税について伺います。

本県の宿泊税は2020年に導入されました。以来、本県の観光の魅力を高め観光活性化に資する重要な財源であると、わが会派として概ね評価しております。

本県の宿泊税の用途は受入れ環境の充実・観光資源の魅力向上・効果的な情報発信・観光振興の体制強化といった、直接、観光行政に係る施策とされています。

以前わが会派から、県が管理する自転車専用道路の維持管理の強化について質し、県から「さわやか道路美化促進事業」等に対応する旨の答弁を頂きました。現場で改善の努力をされている方々には敬意を表しますが、サイクリストが多く集うような場所では、積もった土砂の除去や張り出した樹木の伐採などについて、宿泊税を一部活用するような事例があってもよいのではないかと、会派として提案いたします。

さて太宰府市には市の調べで2023年度に年間約881万人の観光客が訪れましたが、宿泊施設は福岡市等に比べて少なく、柳川市も同様の状況です。「宿泊税」という名前ではありますが、こうした観光客が非常に多い場所に対しては、その対応のために宿泊税を大いに活用していく必要があるとも考えます。

先日、我が会派では独自に、全国の宿泊税を導入している、あるいは導入を予定している自治体に対してその特徴的な用途や、都道府県に対してはあわせて市町村への配分の基準を聞くアンケート調査を行い、14の自治体から回答を得ました。それによりますと沖縄県では、安全・安心で快適な観光の実現、観光地における環境及び良好な景観の保全、といった事業にも宿泊税を活用していく方針であるとのことでした。

また、宿泊税の都道府県から市町村への配分について、大阪府では各市町村へ機械的に配分するのではなく、市町村の観光振興事業に対し、意向調査を踏まえたうえで補助金として支給する形をとっています。また広島県では配分にあたり、宿泊者数による配分に加え、市・町から観光事業提案を募集し、事業効果や県施策との整合性などの審査を県が行った上で交付を決定しているとのことでした。

本県は宿泊税導入の先進的領域として全国から注目を集めているとのことですが、であればなおさら、その用途や配分について他県の事例も含めて研究を重ね、時代変化に合わせた宿泊税のあり方を示していくべきではないでしょうか。以上のことを踏まえ、知事にお伺いします。

本県の宿泊税の最新の税収とこれまでの推移、またその主な用途と市町村交付金の配分の考え方についてお示しください。そして、宿泊税が本県観光に資する効果についての知事の認識をお示しいただき、あわせて、

宿泊税の使途や配分について、他の自治体の事例などを含めて研究を重ね、今後見直していくことについての知事の所見をお聞かせください。

問 宿泊税の税収と推移、主な使途及び市町村への配分の考え方について

- 令和2年度から導入している宿泊税の税収は、導入当初は新型コロナウイルスの影響により約6億3,000万円でしたが、以降、宿泊者数の伸びとともに毎年増加し、昨年度は、約18億7,000万円となっている。
- 宿泊税は、本県の観光の魅力を高め、旅行者の皆様の満足度向上を図ることを目的としている。
まず、県内各地域の「観光資源の魅力向上」を図るため、
 - ・広域での観光振興に取り組む県内6つのエリアにおける体験プログラムの開発支援や、
 - ・自転車で各地域の自然や街並み、食事などを気軽に楽しむことができるサイクルルートの整備などに活用している。また、宿泊施設や観光施設の「受入環境の充実」を図るため、
 - ・宿泊施設のバリアフリー化改修や、
 - ・ユニバーサルデザインタクシーの導入などを支援している。さらに、本県の魅力の「効果的な情報発信」を図るため、
 - ・県観光情報サイトやSNSにおけるコンテンツの充実や、
 - ・国内外からの一層の誘客を推進するための旅行会社との商談会開催や旅行博への出展などに活用しているところである。
- 加えて、市町村による創意工夫を凝らした観光施策の取組を支援するため、「福岡県宿泊税交付金」を交付している。
市町村への配分額については、市町村それぞれの宿泊者数の実績と、携帯電話の基地局を活用した調査データから推計した旅行者数を基に算定している。また、交付金が市町村の観光振興に資する事業に活用されるよう、市町村が作成した事業計画について、丁寧に協議、確認した上で交付することとしている。

問 宿泊税の効果と、使途や市町村への配分見直しについて

- 宿泊税を導入した当初はコロナ禍にあり、県内の延べ宿泊者数もコロナ前の半分に落ち込み、宿泊施設は大変厳しい状況であった。
そのため、宿泊税を財源とし、宿泊施設でのコロナ感染予防対策を支援するとともに、国の交付金も活用した宿泊助成による需要喚起に取り組み、観光産業の下支えにつなげてきた。
- また、コロナ終息後からは、落ち込んだ旅行需要の回復と本格的な誘客拡大に取り組み、昨年度には、国内最大級の観光キャンペーン「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」を開催し、全国から多くの方に来福いただき、356億円の経済波及効果があった。
このキャンペーンを契機に始めた、県内周遊を促すための旅行商品「よかバス」は、地域の魅力をテーマとしたツアーが人気で、キャンペーン終了後も継続して取り組んでおり、今年度も、昨年度を上回るペースでご利用いただいている。
- さらに、アジア市場に加え、滞在期間が長く消費額も大きい傾向にある欧米豪市場での海外プロモーションにも積極的に取り組んだ結果、昨年は、インバウンドを中心に本県の延べ宿泊者数は大きく伸び、2,3

95万人泊と過去最高となった。

こうしたことから、宿泊税を財源に実施したこれらの施策は、本県の観光振興に大きく寄与していると認識している。

○ また、市町村においては、「福岡県宿泊税交付金」を活用し、

- ・国内最大級の新幹線車両基地が望める「新幹線の見える丘」の整備や、
- ・イルミネーションや地元グルメを楽しめるイベントの実施、
- ・テレビの人気番組による観光名所のPR

など工夫を凝らした地域独自の取組を行っている。

市町村からは、「観光振興に対する職員の意識が高まった」「新たな観光振興の取組を進める後押しとなった」など、宿泊税交付金に対する評価をいただいている。

○ こうした宿泊税の効果、交付金に対する評価も踏まえ、外部有識者による「福岡県宿泊税検討委員会」において、次回、令和10年度に宿泊税条例の施行状況について検討されることとなっている。

6 下水道の維持管理について

次に下水道の維持管理について伺います。

今年1月に埼玉県やしお八潮市で起きた道路陥没事故を受けて行われたことし8月の下水道管の点検作業

中、同じ埼玉県ぎょうだの行田市で、硫化水素中毒が原因と考えられる死亡事故が発生し、作業員4人が亡くなりました。

今年2月の我が会派の代表質問においては、下水道の点検にあたり、作業員の安全確保にもつながるドローンなどの点検用機器導入を提案しましたが、知事は、自走式カメラで十分に点検できていると答弁されました。

先日、県土整備委員会が埼玉県八潮市を視察した際に、担当者の方からわが会派の委員も含めて受けた説明によると、事故の3年前に陥没した箇所を点検・調査した際には管の腐食は中度のBランクと判定されており、特別な異常はなかったとのことでした。しかし、崩落した箇所の元の形状は滝つぼのようになっており、船型のカメラでは沈んでしまう、水中ドローンでは水しぶきで見えない、LEDの明るさが足りないという状況で、事故後に考えてみると点検調査が適切・十分であったのか課題があるということでした。こうした、従来の点検方法で実施が困難な箇所をどのように点検・調査するのが重要だということでした。

県内にも、場所により常時満水になっているなどして、点検・調査が困難な管路が数多く存在します。そこで1点目の質問です。

下水道管路の点検・調査や修繕・改築にあたり、県は作業員の安全をどのように確保するのか、その考えをお示しください。また、特に確認が困難な箇所を作業員の安全を確保しながら点検・調査できるよう、たとえば新たな点検機器を導入するなど、対策を講じるべきと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

下水道管路のうち、流れが強い場所や口径2m以上の大きな管内においては、その点検・調査や修繕・改築が非常に困難です。八潮市の道路陥没事故を受けて実施された全国特別重点調査で対象となった管路が接続する県管理の御笠川浄化センターは、福岡市、筑紫野市、太宰府市、大野城市、那珂川市、そして春日市の計6市から汚水が流入します。1日平均で20万立方メートル以上を処理し、本県管理の処理場の中で最

大規模となっています。

もし災害や道路陥没事故などによって汚水を流せなくなった場合、埼玉県八潮市の例を見るまでもなく、周辺では下水道の使用自粛や接続する商業施設、工場が営業停止となるなど、県民生活や経済活動に甚大な影響を与えることが予想されます。

今後、管路の点検・調査や修繕・改築を安全に実施するためにも、また災害や事故時の迅速な復旧を担保するためにも、まずはどこが最も主要な管路であるかの調査を早急に実施したうえで、先に挙げた御笠川那珂川流域下水道二日市幹線といった特に重要性の高い管路から、優先的に迂回ルートを設けるなどの多重化、分散化、つまり「リダンダンシー」を確保すべきと考えます。

八潮市でも、今回崩落事故が発生した場所を含む箇所の複線化を今後行っていくことで、点検・調査や修繕・改築がしやすくなることに加え、大雨対策にもなると、担当者は話していました。しかし、利用者の費用負担の原則には限界があり、市町村に応分を負担してもらおうとしても、国の支援なしに県が主導して複線化のような大規模な工事を行うことは難しいということでした。

そこで、この項の最後に伺います。

下水道管路のリダンダンシーを確保することについて、知事の所見をお聞かせください。

問 下水道管路の点検・調査や修繕・改築における作業員の安全確保について

- 下水道管路内は、大量の下水の流入や酸素不足、硫化水素の発生により作業に危険が伴うことから、作業員の安全を確保することが重要だと認識している。
- そのため、県では下水道事業を実施している市町の職員を対象に、毎年行っている研修会で「管路内の水位や流量の調整」、「作業前、作業中における管路内の環境測定と換気」、「監視員の配置」など、関係法令や指針類に基づく安全対策を徹底するよう助言している。
併せて、県工事などの受注者に対しても、施工計画書の提出時や、安全パトロールなどの現場立会時にあって、安全対策について点検・指導している。
- また、下水道事業関連の事故が発生した場合は、国からの情報に基づき、事故原因及び再発防止策を市町や県工事などの受注者に速やかに周知し、注意喚起を行っている。

問 下水道管路の点検・調査が特に困難な箇所における作業員の安全確保について

- 点検・調査が特に困難な箇所とは、管路内の水位が高い、流量が大きい、硫化水素の発生が著しいなどの箇所が該当する。
- そのような箇所においては、水位や流量を低減させるため、作業時間帯を明け方などに設定するほか、仮設のバイパス管を設置して排水を行うなどの調整を行っている。
また、硫化水素に対する安全対策として、大規模な換気装置や自走式カメラの活用を行っている。
これらにより、作業員の安全を確保し、管路内の点検・調査を実施している。
- 現在、国において、自律自走型下水道管路調査ドローンやA I搭載型四足歩行ロボットなど、点検・調査技術の高度化に資する技術の現場実装・普及に向けた検討が進められており、引き続き、これらの情報収集に努めてまいります。

問 下水道管路のリダンダンシー確保について

- 下水道は、人々が社会生活を送る上で最も基本的なライフラインであり、県民の安全安心な生活や豊かな

自然環境を守る上においても、その機能が常に確保されることが大変重要である。

- そのため、下水道施設の老朽化対策や耐震化を計画的に実施し、適切に維持管理を行っている。
その上で、管路の複線化などにより、リダンダンシーを確保することは、災害や事故時における下水道の機能を保つとともに、平時における調査や改築等を容易に行えるという観点からも重要である。
- 現在、国において、リダンダンシーの確保を含めた下水道管路管理のあり方や、重点的な財政支援について検討が進められていることから、引き続き、これらの国の動向について、しっかり注視してまいる。

7 教育問題について

7-① 県立高校の魅力について

県立高校の魅力化について、寺崎教育長に伺います。

県立高校普通科には、高校生の7割が在籍する一方で、生徒の能力・適性や興味・関心を踏まえた学びの実現に課題があるとの指摘がされています。生徒の価値観や進路選択が多様化するなか、文部科学省は高校普通科においても生徒や地域の実情に応じた特色・魅力ある教育を実現するという方針を打ち出し、従来の普通科に加え、複数の異なる学問分野を横断的に研究する「学際領域学科」、地域の抱える課題や地域を形作る組織・生活などを学ぶ「地域社会学科」、特色ある学びに重点的に取り組む「その他普通科」といった新しい学科の設置を2022年度から可能としました。

本県でも、普通科の特色あるコースとして20校に24のコースを設置するとともに、2024年度には本県で初めての、いわゆる「新しい普通科」として八幡高校に文理共創科を新設するなど、その魅力化に取り組んでおられますが、定員割れが生じている県立高校普通科も見られます。

2025年度の県立高校入試では普通科の入学定員15400名に対し762名が不足しました。不足者数は前年度の657名から増加しており、志願者確保が依然として厳しい状況です。

11月14日にわが会派で視察した県立博多青松高校は、全日制でなく定時制・単位制ではありますが、生徒が自ら選択した科目に主体的に取り組む姿や、不登校経験のある生徒が新たな環境で学び直している姿が印象的でした。まさに学校の魅力化に直結する取り組みが実践されていると感じられ、こうした取り組みを県立高校普通科の魅力化に大いに活かせるのでは、との思いを強くしました。

こうした状況を踏まえ、「魅力化」のためには、地域との連携に加え、生徒が将来の進学や就職に役立つ実践的な学びの導入が不可欠と考えますが、昨今は一部の私立高校に生徒の人气が集中しており、高校の実質無償化でその傾向に拍車がかかるのでは、という懸念もあります。

本当に魅力のある県立高校普通科を作っていくためには、生徒の志願意欲や学校全体の活性化につながるよう、県として方向性を明確に打ち出していくことが重要と考えます。

そこで1点目に、生徒にとって魅力的な全日制普通科高校とはどういったものなのか、教育長の思うその姿を具体的にお示しください。

魅力化の取り組みをさらに深めていくためには、学びの内容だけでなく、それを支える教職員の環境整備が欠かせません。多様な授業展開や地域連携の機会が増える一方で、教職員の負担が増しているという現場の声もあり、教職員が安心して新たな挑戦に取り組める環境づくりと、意欲ある教員を育てる体制の両立が重要です。また、魅力化の取組は、長期的な視点に立ち、学校全体で組織的に取り組むことが肝要であると考えます。

そこでこの項の最後に伺います。県立高校が選ばれる存在となるため、魅力化を推進する過程で、教職員の負担増や取組の継続性に留意しつつ、その魅力化をどのように進めていくのか、教育長のご所見をお聞かせください。

問 魅力的な普通科高校について（教育長答弁）

○ 個々の生徒の能力・適性や興味・関心に応えることのできる多様で特色ある学びの場を提供し、生徒が自己の将来をイメージしながら高い学習意欲を持って学びに向かい、それぞれの進路希望を実現していくことこそが、魅力ある普通科の姿であると考えている。

そのため、理数や国際文化などニーズに応じた特色あるコースを設置するとともに、習熟度や進路希望に応じた少人数指導などを行っている。

○ さらに、これからの社会の在り方が大きく変化していく中、探究的・文理横断的な学びの充実やデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が期待されている。

私としても、大学や地域社会と連携し、教科の枠組みにとらわれることなく、社会課題等について様々な観点から解決策を探究していく活動や、ICTを活用し、データサイエンスの視点を取り入れた実践的な学びなどを一層推進することにより、普通科高校が生徒にとってより魅力あるものになると考えている。

問 魅力化の推進について（教育長答弁）

○ 魅力化の推進に当たっては、管理職による適切なマネジメントのもと、教職員の共通理解を図り、研修の充実や推進体制の整備を行うことにより、学校として継続的・安定的な取組としていくことが必要である。

また、学校全体としての業務精選や教職員間の業務の平準化などにより、教職員の負担が増加しないよう配慮することが重要であると考えている。

○ 県教育委員会としては、こうした観点も踏まえ、今後とも県立高校が生徒に選ばれる魅力ある学びの場となるよう、教科横断的な学びを特色とする「新しい普通科」の設置や地域社会と連携した探究的・実践的な学びの強化、DXハイスクール事業を通じたデジタル人材育成などに引き続き取り組んでまいります。

7-② 高校受検について

県立高校の魅力化に関連し、受験のあり方について教育長にお聞きます。

本県の県立高校では、一部を除き他県からの生徒の受け入れは行っていません。そこでまずお尋ねします。

「福岡県立高等学校入学者選抜要項」の中には、居住地が県外にある者の出願の特例として、佐賀県や大分県および熊本県の居住者それぞれに志願可能な対象高等学校が列挙されていますが、その対象校・学科の総数と主な学校名をお示しいただき、どのような基準で対象の高校を選定したのかお答えください。

次に、県立農業高校の受験についてお聞きます。

農業には、食料供給の役割に加え、県土や環境の保全、地域社会の形成や文化の継承などの重要な役割があります。農業従事者の高齢化が進むなか、意欲のある優秀な農業経営者の育成、また、農業や農村をより深く理解する人材の育成に、農業高校の存在は欠かせません。

隣県の^{くじゅうこうげん}大分県では、唯一の単独農業高校として大分県立 久住 高原 農業高等学校があり、大分県に限定せず、全国から生徒を募集しています。同校には、土日も含めた毎日3食の食事を提供する学生寮が備えられ、生徒は有機農業や和牛飼育、ドローン操作など先端技術も学びながら、経営実践コースとプロジェクト探究コースで専門知識と技術を習得しています。

本県には、福岡農業高校、八女農業高校、糸島農業高校をはじめ、農業に関する学科を設置している高校が9校あり、福岡農業高校では特例として、課程ごとの入学定員の20%以内であれば佐賀県居住者が入学でき

るとされていますが、八女、糸島の農業高校は他県からの入学は認められていません。

とある佐賀県在住の方で、父も祖父も糸島農業で学んだという中学生がぜひ糸島で農業を学びたいと希望していたものの、佐賀県からの受験が認められていないことから、断念せざるを得ないという話を伺っています。

糸島農業高校では今年度は定員を満したものの、2024年度入試で4つの科のうち3つの科が定員割れの状況となっています。将来の農業人材を確保するためにも、県境を越えた農業高校の受験を認めるべきではないでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。

2点目に、福岡農業高校のみ、しかも佐賀県居住者だけ受験を可能としている理由をお答えください。

3点目に、農業を担う人材を幅広く育成していくために、その他の県内農業高校についても他県の居住者の受験を可能としてはどうかと考えます。県境を越えた農業高校の受験について、教育長の考えをお聞かせください。

問 県外から志願可能な本県の県立高校について（教育長答弁）

- 令和8年度入学者選抜において、県外居住者が志願可能な学校は、佐賀県が大川樟風高校など27校50学科、大分県が青豊高校など15校31学科、熊本県が三池高校など26校48学科である。
- 他県において本県に居住する生徒の受入れを認めている場合に、本県においても当該県の居住者の受験を認めており、対象校については、入学者選抜における志願状況等から決定している。

問 福岡農業高校を対象校とした理由について（教育長答弁）

- 同校は令和3年度の入学者選抜において志願割れが生じていたこと、佐賀県から同校への通学が無理なく可能であると考えられることなどを踏まえ、令和4年度から対象校としたものである。

問 県境を越えた農業高校の受験について（教育長答弁）

- 県立高校は県内生徒の入学が優先されるべきものであり、県外居住者の受入れは、欠員が見込まれる場合における例外的な取り扱いであると考えている。
- 本県の農業高校における県外居住者の受入れについても、他の学科と同一の基準により、適切に判断してまいる。

8 都市計画道路・長浜太宰府線について

最後に、私の地元春日市の道路整備に関する問題を通じ、本県の渋滞対策について伺います。

春日市を通る県道505号線、31号線の混雑は深刻な状況で、連鎖的かつ慢性的な渋滞が発生しています。県道31号線の陸上自衛隊駐屯地前では3車線道路の中央線を変更できるようにし、交通量の多い側を時間帯によって2車線にする全国でもわずか18か所、県内では唯一の「リバーシブルレーン」が採用されていますが、通り慣れた方でも自分の走っているレーンが正しいのか不安を覚えるとの声があり、事故の発生も報告されています。

本県の交通渋滞対策については、県や警察本部、国土交通省九州地方整備局などで構成する「福岡県交通渋滞対策協議会」で審議を重ねておられ、ことし8月の協議会でも、県道505号、580号が交差する春日市

の県道那珂川大野城線・塚原台交差点が取り上げられました。一定の対策を講じられており、わずかな改善はみられるものの、解消までは至っていない状況となっています。

私自身の経験として、子どもが春日市内の病院に救急搬送された際に渋滞で救急車がなかなか進まず、救急車の中で子どもに寄り添いながら不安に胸が押しつぶされそうになった経験があり、渋滞は不便であるのみならず、住民の命と健康にも直結する問題であると強調したいと思います。そこでまず、知事にお聞きします。

県内の道路渋滞が県民におよぼす社会的損失についての知事の認識をお示しいただいたうえで、その解消に向けてどのような取り組みを行っているのか、県として渋滞対策協議会に参加されていることも踏まえ、お答えください。

春日市に関わる、渋滞緩和を目的とした喫緊の課題には、1972年（昭和47年）に計画された全長20キロの「都市計画道路・長浜太宰府線」がありますが、50年以上が経過した現在も春日市須玖北地区と須玖南地区の約1.8キロが供用されておらず、周辺では深刻な渋滞が慢性化しており、私もこの問題についてたびたび議会で質問してまいりました。

春日市と地元住民の皆さんはその早期開通に向け、那珂県土整備事務所とともに年2回の建設促進期成会で協議を重ね、加えて再三にわたり県に要望してきましたが、全面開通が見通せない状況です。未供用の区間のうち420メートルを須玖北工区、711メートルを須玖南工区として事業化されており、須玖南工区はようやく現地測量が始まり、今後順調に推移すれば2033年度に完成する見通しとなりましたが、現在の混雑状況を鑑みれば、もっと早い供用が実現すればとの強い思いがあります。そして、残りの700メートルの区間に至っては事業着手は未定となっております。

そこで、知事にお伺いいたします。

長浜太宰府線の、現在測量が行われている711メートルの区間について、供用開始の見通しについて知事の見解をお聞かせください。

そして、春日市内における渋滞解消等の問題解決には、未着手区間700メートル区間を含めた未供用区間全体の早期の完成が必要となります。

今後都市計画道路長浜太宰府線の未供用区間についてどのように取り組むのかお示しください。

問 道路渋滞が及ぼす社会的損失と取組について

- 国の試算によると、自動車で移動する時間の約4割に相当する時間が道路渋滞により浪費されており、渋滞は、輸送コストの増大や緊急搬送の遅延といった社会的な損失をもたらしている。
このほかにも、速度低下に伴い追突事故が発生するリスクの増加や、排出ガスの増加による環境面での影響があると認識している。
- このため、県や国土交通省、福岡市、北九州市などの道路管理者、福岡県トラック協会などの道路利用者、県警察で構成する「福岡県交通渋滞対策協議会」において、渋滞が著しい箇所を「主要渋滞箇所」に指定し、関係者が連携して渋滞対策を進めている。
- 道路管理者である県としては、渋滞箇所を迂回するためのバイパス整備、交通容量を増やすための道路の拡幅や4車線化、交差点における右折レーンの設置などを進めているところである。
- 引き続き、「福岡県交通渋滞対策協議会」の場を活用して、渋滞対策に取り組むとともに、自動車交通の

円滑化に向け、交通ビッグデータの分析に基づく戦略的な道路整備を進めてまいる。

問 都市計画道路長浜太宰府線の須玖南工区の整備について

- 「須玖南工区」については、今年4月の事業認可取得後、11月に地元説明会を実施し、道路計画や用地測量立入の了解を得た。現在、用地の取得に向けた測量、物件調査を鋭意進めているところである。
- 本事業区間は、戸建て住宅が連なる住宅密集地であり、用地取得や物件移転の交渉に時間を要することが考えられるが、事業計画上の完成年度である令和15年度の供用を目指し、しっかりと事業を進めてまいる。

問 都市計画道路長浜太宰府線の未供用区間の今後の取組について

- 未供用区間の約1.8kmは、現道と並行したバイパスとして整備しており、全線を供用するには、全ての用地を取得し、工事を完了する必要がある、相応の事業期間と事業費を要する。
そのため、事業区間を分割し、段階的に供用することにより、整備効果を早期に発現させることとしている。
- 現在、事業中の「須玖北工区」、「須玖南工区」の両工区について、鋭意、事業を進めているが、地元の皆様の生活利便性を少しでも早く向上させるため、先行して事業を行っている「須玖北工区」420m区間の早期供用を目指し、事業を推進してまいる。